

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por.2/2555

件名:e-Expert System による外国人の導入許可申請  
に関する基準及び行使手続き

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づいて、外国人導入する投資家に許可申請の便宜を図り、法律改善および良い行政の方針に従って政府機関のサービスを改善し不要書類を削減するために

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条および第 13 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は e-Expert System による外国人の導入許可申請に関する基準及び行使手続きを以下の通り定める。

1. 本布告は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づき、e-Expert System による外国人の導入許可を申請する者に適用する。

2. 本布告に定められない他の電子システムによる申請書の受理及び外国人の導入許可申請については電子商取引法に従うものとする。

3. 本布告において

「サービス提供者」とは投資委員会事務局を意味する。

「サービス受領者」とは奨励授受者を意味する。

「外国人の導入申請書」とはサービス提供者がインターネットを通じて提出しなければならないと定めた各申請書を含め、外国人の導入申請用紙を意味する。

「システム」とは e-Expert System を意味する。

「ユーザー名」 (user name) とはシステムを使用するための特有の記号を意味する。

「パスワード」 (password) とはシステムを使用するために各ユーザー名を確認する暗証を意味する。

## 第 1 節

### 電子システムによる外国人の導入許可申請

4. 電子システムによる外国人の導入許可申請に関する基準および行使手続きは以下の通りとする。

4.1 電子システムによる外国人の導入許可申請を希望するサービス受領者は本規定に従わなければならない。

4.2 外国人の導入許可申請についてサービス提供者は以下の通り進めること。

4.2.1 システムにアクセスできるようにユーザー名、パスワードを提供し、e-Expert System を円滑にかつ効率よく管理し、運営すること。

4.2.2 法律が原本の状態での保管もしくは提示しなければならないと定められた場合、以下の基準に基づく保管もしくは提示を実施することによって、電子データは法律に準拠するものとする。

(1) 電子データは完全に作成された時点から信用できる方法によって保管される。そして

(2) 後日そのデータを表示させることができる。

(1) 項の文章の正確さについては、文章の完全さおよび変更のないことを考慮する。但し、正確さに影響しない保証、追加記録或いはコミュニケーション上、保管上、提示上に生じる変更を除くものとする。

(1) 項における文章の正確さの保管方法の信用性を判断するには、文章の作成目的を含み、関係する全体的な行動を検討しなければならない。

4.2.3 第 4.2.2 項において、法律はより資料もしくは文章を保管するよう定められる場合、以下の基準による電子データの保管が、法律が要求する資料・文章の保管を満たしているとする。

(1) その電子データは、意味が変化しない状況でアクセス或いは再生することが可能である。

(2) 作成・送信・受信時の状態で正確に表示できるように保管されている。そして

(3) 電子データの発生源、発信地、受信地、送信日付、送信時刻、受信日付、受信時刻を表示する文章が保管される。(ある場合)

4.2.4 サービス提供者は、定められた基準に従って 4.4 項に基づき、外国人の導入申請書を検討する。

4.3 サービス受領者がシステムにログインした場合、自己データの正確さに対し責任を持つ。サービス提供者の誤りによるもの以外に、他者が何らかの目的でサービス提供者の許可なしにユーザー名、パスワード利用してシステムにアクセスする場合、サービス提供者は発生する損害に対する責任を負わない。

4.4 外国人を導入する際に、申請するサービス受領者は、サービス提供者が定めた方法に従い、ウェブサイトにて情報を通知すると共に関連の証拠書類を添付すること。

4.5 サービス受領者は許可申請の関連書類が正確なものであることを保証すると共にサービス提供者が公務用証拠・書類として保管すること認め、サービス提供者は原本の書類を 10 年間保管しなければならない。又、サービス提供者は前述した書類を要求する場合、サービス受領者は迅速に提出しなければならない。

4.6 サービス受領者が申請データを確認しサービス提供者に送った後、そのデータは完全に有効なものとし、サービス受領者は、サービス提供者からの許可なしで一切変更することができない。

4.7 電子データ送受の安全確保のため、サービス提供者はユーザー名、パスワード、PIN コードを秘密に保管できるよう担当者を管理する基準を設けなければならない。サービス提供者はユーザー名、パスワードの持ち主ではない他者にユーザー名、パスワードに利用機会或いは利用許可を与えてはならない。万が一、他者にユーザー名、パスワードを利用され、サービス提供者が損害を与えられた場合、サービス受領者は責任を負わなければならない。

4.8 以下のことが発生する場合、サービス受領者はサービス提供者に直ちに通知しなければならない。

4.8.1 サービス受領者は電子データ送受用のユーザー名、パスワードを紛失したり、持ち主ではない他者によって破壊・変更・既知・密用されたとき。

4.8.2 状況を見て、電子データ送受用ユーザー名、パスワードが紛失したり、持ち主ではない他者によって破壊・変更・既知・密用される危険があるとき。

サービス受領者は、サービス提供者に通知する前に第一段落を理由にて、サービス提供者が受け取ったデータに対する責任を否定することができない。

この項目における通知は書面をもって行わなければならない。しかし、緊急の場合、ファックスもしくは電子メールで通知した後、翌勤務日までに通知書を送付することができる。

第一段落の通知を受け取った後、サービス提供者は、直ちにサービス受領者に提供している全てのサービスを停止する。この場合、サービス受領者は 4.4 項に従って新たに手続きしなければならない。

4.9 サービス提供者が電子データ及び類似する形で返信した後、電子データを受理したことになる。

第一段落におけるサービス提供者からの返事は、送られたデータの完全性を確認もしくは保証するものではない。

4.10 サービス提供者は以下の場合に送られた電子データの受理を拒否することができる。

4.10.1 技術的なデータの指摘により、電子データが送信された後、修正・追加・変更されたり、ユーザー名、パスワードに異常があることが発見されたとき。

4.10.2 受信した電子データは、送信される際、手引きに記載されている技術的な規定に従わないことが発見されたとき。

サービス提供者が電子データの受理を拒否した際、サービス提供者は直ちに電子データもしくは類似の形でサービス受領者に通知する。

4.11 電子データの送受に当たり、サービス受領者の担当者が電子データの送信ボタンを押す際にメインコンピュータに表示されている時刻が送信時刻とし、データ送信者の本社はデータ送信地とする。そしてサービス提供者が電子データを受信する際にメインコンピュータに表示されている時刻を受信時刻とし、サービス提供者の本社がデータ受信地とする。

4.12 第 4.11 項により、サービス提供者が電子システム上データを受け取った勤務日及び勤務時間をサービス受領者の許可申請日とする。

投資促進法に基づく書類提出、サービス提供者との手続き用営業日、又はサービス提供者の何らかの実行に関しては、電子データという形でサービス提供者のコンピュータシステムを通して行われるものは、休日に関係なく 24 時間実行することができる。

4.13 サービス提供者は、システム上の問題或いは法律上責任から外された行為で、やむを得ない事態により、サービスを提供することができなくなった場合、サービス提供者がサービス受領者に発生する損害に対して責任を負わない。

4.14 サービス受領者が定めた規定と異なった詳細を提出した場合、サービス提供者は猶予なしで外国人導入する許可の申請書を検討しない権利がある。

4.15 サービス提供者に電子データの送信を希望するサービス受領者は、本布告に添付した外国人の導入恩典行使に関する合意書に署名した上、サービス提供者に証拠として提出する。

## 第 2 節

### 業務実施のために外国人の導入電子システムによる許可申請 コンピュータシステムにエラーが発生したとき

5. サービス提供者及び任命された者のコンピュータシステムにエラーが発生し、外国人の導入許可申請サービスを提供できず、サービス提供者がコンピュータシステムの代わりに一時的書類提出を代用することを発布した場合、サービス受領者は本布告に添付している外国人技術者の書類確認用紙第 25 項に従ってサービス提供者に書類を提出することができる。サービス提供者は書類を検討した後、会社、入国管理局、職業斡旋局、県庁及び関係する他の期間に許可の通知書を送付する。

6. 本布告に基づく判断ができない場合、投資委員会事務局長が判断するものとする。

上記の内容は即時有効とする。

布告日 2012 年 4 月 12 日

(署名)

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づき、  
外国人の導入 e-Expert System による許可申請に関する合意書

本合意書は、319、チャムチュリー・スクエア 18 階、ラーマ 1 通り、  
パヤタイ市、パトゥムワン区、バンコク 10330 に所在している外国専門課、投資委員会事務局にて作成されたもの。本合意書の添付資料である登記証明書.....号、日付.....  
(代表権者は.....(委任者氏名).....)より委任された.....(署名者氏名).....  
以降「サービス受領者」と称する者に作成されたもの。サービス受領者は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づき、外国人の導入 e-Expert System による許可申請に関する合意書を作成し、サービス提供者である投資委員会に提出した。詳細は以下の通りである。

第 1 項 本合意書は一方的な合意書であり契約書ではなく、サービス提供者もしくは任命された者が用意した電子システムを通して、サービス提供者から取得した恩典を申請するためのものである。

第 2 項 電子システムによるサービスの利用を希望する場合、サービス受領者はまだサービスを利用する前に、サービス提供者が定めた申請書を正確にかつ事実に基づいて記入しなければならない。

サービス提供上の便益のために、サービス提供者はサービス受領者から追加情報を希望する場合、サービス受領者は定められた期間内に情報を提供することを承諾する。

第 3 項 電子システム及びサービス提供者及びサービス受領者のデータ安全保護上の便益を図り、サービス受領者は、e-Expert System を利用するためのパスワードを秘密にし、絶対に他者に公開しない。

サービス受領者は、絶対に他者のために e-Expert System を利用しない。違反行為を行った場合、サービス受領者は生じた損害に責任を負わなければならない。

第 4 項 サービス受領者は、パスワードおよび暗証番号の安全に影響を与えるような行為、事件及び情報について既知、既知すべき或いは疑問に思うことがある場合、サービス受領者に生じる可能性がある損害を阻止できるようサービス受領者はサービス提供者に直ちに通知しなければならない。

第 5 項 いずれの原因で、サービス受領者が定められた期限の前に電子システムのアクセスを廃止された場合、本合意書及び公布・通知した個人用電子システム利用規定は引き続きサービス受領者に対する拘束力を有する。

第 6 項 サービス受領者は他者に e-Expert System の使用权を販売・譲渡・交換する権利を一切持たない。

第7項 サービス受領者は、電子システムを通して行われた取引の証拠資料およびその他の関連証拠資料を保管し、サービス提供者からの依頼がある場合、7日間以内に資料を提供しなければならない。資料の保管期間は取引を行った日より10年間以上とする。

第8項 サービス提供者は、システムによって集計されたデータが許可されない他者にアクセスされたり、公開されたりすることがないように、データを安全に保管しなければならない。前述したデータを使用しなくなった場合、サービス受領者はそのデータが再び解読又は利用されないよう消去しなければならない。万が一、前述したデータの無断使用もしくはそのデータにより損害が発生した場合、サービス受領者はその無断使用により発生した損害に対して責任を負わなければならない。

第9項 サービス受領者は、他者が電子システムを利用できるようにシステム上のデータを複製、改造、変更させてはいけない。

第10項 以下の場合にサービス提供者はサービス受領者に事前通知なく、電子システムのサービス提供を廃止することができる。

10.1 サービス受領者がサービス提供者に偽りの情報、不完全な情報を提供したとき、又は、サービス受領者はデータを提出する際に既知もしくは既知すべきにもかかわらず、サービス提供者が電子システムのサービス提供を拒否できるほど非常に重要なデータを公開しないとき。

10.2 サービス受領者が、第2項第2段落に基づきサービス提供者からの要請に従って追加情報を与えないとき。

10.3 意図的な行為であれ、不注意の行為であれ、サービス受領者が違反行為により、外部者に第3項の個人情報を漏らしたとき。

10.4 サービス受領者が合意項目、目的、規定、条件、電子システムの利用規定もしくは当時、適用されている投資奨励申請条件に対して違反行為を行ったとき。

10.5 サービス受領者が他者の権利を侵害したとき。

サービス受領者には、第1段落に基づくサービスの利用廃止に対してサービス提供者に損害賠償もしくは他の支払いを要求する権利がないことを了承する。

第11項 サービス受領者は、自己行為によって外部者もしくはサービス提供者に損害を与えた場合、自分で全ての損害に対する責任があることを認める。サービス提供者はその行為を認知せず、生じた損害に対する責任がない。

第1段落におけるサービス受領者の行為は、サービス受領者が用意された電子システムをサービス提供者に電子データで送信すること以外に利用することも含まれている。

第12項 やむを得ない事情、故障、或いはサービス提供者のコンピュータ・電気システム・コミュニケーションシステムの故障などサービス提供者の過失が原因ではない事情によってサービス提供者は通常にサービスを提供できない場合、サービス受領者はこれらの事情を理由にしてサービス提供者に損害賠償を請求することができない。

第 13 項 サービス提供者はサービス提供の効率向上、サービスの利用管理および電子システムの安全保護のためにサービス受領者の承諾なしに、規制、規律、基準を決定、改正、変更させることができる。サービス受領者は、サービス提供者の個人用電子システムサービスの利用を開始した際に既に適用されている、もしくはは将来適用される予定である前述した規制、規律、基準を厳守しなければならないことを了承する。

第 14 項 サービス受領者は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づき、外国人の導入 e-Expert System による許可申請に関連する規制、条件を了承厳守する。前述した規定の違反行為がある場合、サービス受領者は、サービス提供者によって規定を適用することを無条件で認める。又、サービス提供者は前述した規定、規律、基準を変更させる際、サービス受領者は変更された規定、規律、基準を厳守しなければならないことを認める。

第 15 項 サービス受領者は本合意書に基づく恩典の利用は、サービス受領者に便宜を図るために行われているため、何らかの手違い、遅延、不完全、損害が生じる場合、サービス受領者はサービス提供者に対して損害賠償、その他の支払いを一切要求しない。

第 16 条 サービス受領者はサービス提供者に提出した登録申請内容及び様々な許可申請内容は全て事実であり、サービス受領者はインターネットによる申請に関する合意項目、注意事項を理解した上で申請に関する全ての合意項目の拘束力を承知する。

署名.....サービス受領者  
(.....)

職位.....

社名.....

署名.....証人  
(.....)

署名.....証人  
(.....)



社名、所在地、電話番号が記載されているレターヘッド

委任状

印紙 10 パーツ

作成場所.....

日付.....

本委任状により、私、社名.....、  
法人登録番号.....、日付.....本社の所在地.....  
.....  
登記証明書に基づき代表権者である.....氏、国籍.....  
タイ人登録番号・パスポート番号.....、住所.....  
.....、  
(以下「委任者」と称する)は.....氏、国籍.....、タイ人登録番号・パスポート番号.....、住所.....  
.....、  
電話番号.....、Email..... (以下「譲与者」と称する)は会社を代表し、e-Expert System によって仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法に基づき、外国人技術者・外国人専門家に関する恩典を利用するために、ユーザー名とパスワードの取得、そして海外専門課、投資委員会事務局に対してこの業務を実施する代理人に一部の権利を委任する。

私は、代理人および二次代理人が行った全ての誤りは、自分が行ったことと同様に負担することを認める。証拠として以下の通りに署名する。

社印 署名.....委任者  
(.....)  
署名.....譲与者  
(.....)  
署名.....証人  
(.....)  
署名.....証人  
(.....)

追伸：

委任状に以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 発行日より 6 ヶ月以内の会社登記証明書。
- (2) 委任者のタイ人登録所の写し。外国人の場合は、パスポートまたは労働許可書の写し。
- (3) 代理人の身分証明書の写し。